

小山ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 小山ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 小山ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒60立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高291.4メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高316.2メートルとする。

(最低水位)

第7条 貯水池の最低水位は、標高286.1メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第8条 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節は、標高 291.4 メートルから標高 316.2 メートルまでの容量 13,700,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高 286.1 メートルから標高 291.4 メートルまでの容量 1,300,000 立方メートルのうち最大 160,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高 286.1 メートルから標高 291.4 メートルまでの容量 1,300,000 立方メートルのうち最大 530,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水の供給のための利用)

第11条 工業用水の供給は、標高 286.1 メートルから標高 291.4 メートルまでの容量 1,300,000 立方メートルのうち最大 610,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 高萩工事事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 水戸地方気象台から、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第13条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合において必要があると認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を

密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第14条 所長は、水位が常時満水位を超えた場合には、常用洪水吐きからの自然放流により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は、前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(流水の貯留制限)

第17条 所長は、水量が、石岡第一発電所の取水地点にあつては毎秒 2.190 立方メートル、石岡第二発電所の取水地点にあつては毎秒 2.382 立方メートル未満のときは、貯水池に流入する流水を貯留しないものとする。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第18条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- 一 第26条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒 8.240 立方メートルとする。

(放流量)

第19条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(放流の原則)

第20条 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第21条 所長は、ダム直下地点において、維持流量毎秒 0.24 立方メートルを常時確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

二 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、別表の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表の中欄に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第22条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認めるときは、石岡地点において、毎秒 0.326 立方メートルの水量を取水できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(工業用水の供給のための放流)

第23条 所長は、工業用水の供給のため必要があると認めるときは、石岡地点において、毎秒 0.374 立方メートルの水量を取水できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第24条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合においては、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第25条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、細則で定める。

第6章 点検, 整備等

(計測, 点検及び整備)

第26条 所長は, 細則で定める基準に従い, ダム本体, 貯水池及びダムに係わる施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測, 点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第27条 所長は, 細則で定める基準に従い, ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第28条 所長は, ゲート等を操作し, 第26条の規定による計測, 点検及び整備を行い, 並びに前条の規定による観測を行ったときは, 細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第29条 この規則に定めるもののほか, この規則の実施のため必要な手続その他の細則は, 知事が別に定める。

附則

この訓令は, 公布の日から施行する。

別表（第 21 条関係）

地点	期 間	水量（毎秒立方メートル）
ダム直下	1月1日から3月31日まで	0.253
	4月1日から4月20日まで	0.274
	4月21日から5月10日まで	1.524
	5月11日から9月10日まで	1.265
	9月11日から9月20日まで	1.244
	9月21日から12月31日まで	0.253
石岡水位観測局	1月1日から12月31日まで	1.051
磯原水位観測局	1月1日から12月31日まで	1.460

